

資料編

1 関係機関の連絡窓口

(1) 国の関係出先機関(指定地方行政機関・自衛隊)

名 称	担当部署	所在地
九州管区警察局	広域調整部広域調整第二課	福岡市博多区東公園7番7号
九州総合通信局	総務課	熊本市二の丸1-4(熊本合同庁舎2号館)
九州財務局	総務部総務課	熊本市二の丸1番2号
福岡財務支局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1(福岡合同庁舎)
福岡労働局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1(福岡合同庁舎)
九州農政局	企画調整室	熊本市二の丸1番2号(熊本合同庁舎)
九州経済産業局	総務企画部総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1(福岡合同庁舎)
九州地方整備局	企画部防災課	福岡市博多区博多駅東2-10-7
九州運輸局	総務部総務課	福岡市博多区博多駅東2-10-7
大阪航空局	総務部保安対策課	大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号
	福岡航空管制部総務課	福岡市東区大字奈多小瀬抜1302-17
福岡管区气象台	総務部総務課	福岡市中央区大濠1-2-36
陸上自衛隊西部方面隊	総監防衛部	熊本市東町1-1-1
陸上自衛隊第4師団第3部		春日市大和町5-12
陸上自衛隊飯塚駐屯地	第2施設群304坑道中隊	飯塚市津島282
航空自衛隊西部航空方面隊	司令官防衛部	春日市原町3-1-1
航空自衛隊芦屋基地		遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1

(2) 関係指定公共機関

名 称	担当部署	所在地
日本赤十字社	救護・福祉部救護課	港区芝大門1-1-3
日本放送協会	報道局気象・災害センター	渋谷区神南2-2-1
日本郵政公社	本社CSR室	千代田区霞が関1-3-2
西日本高速道路株式会社	管理事業本部管理事業統括チーム	大阪府大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ
九州旅客鉄道株式会社	総務部総務課	福岡市博多区博多駅前3-25-21
日本貨物鉄道株式会社	総務部総務グループ	千代田区飯田橋3-13-1
西日本電信電話株式会社	基盤サービス部災害対策室	大阪府大阪市中央区馬場町3-15
九州電力株式会社	総務部管理グループ	福岡市中央区渡辺通2-1-82
西部瓦斯株式会社	総務広報部	福岡市博多区千代1-17-1
JR九州バス株式会社	営業企画部	福岡市博多区堅粕2-22-2

佐川急便株式会社	労務運行管理部	京都市南区上烏羽角田町 68 番地
西濃運輸株式会社	営業企画管理室	岐阜県大垣市田口町 1 番地
日本通運株式会社	作業管理部広域自動車輸送専任	港区東新橋 1-9-4
福山通運株式会社	社長室 CSR 推進室	江東区越中島 3-6-15
ヤマト運輸株式会社	社会貢献部	中央区銀座 2-16-10
西日本旅客鉄道株式会社	総務部リスク管理室	大阪市北区芝田 2-4-24
西日本鉄道株式会社	鉄道事業本部営業部安全対策課	福岡市中央区天神 1-11-17 福岡ビル 6 F
NTTコミュニケーションズ株式会社	ネットワーク事業部 統合ネットワーク部(危機管理)	千代田区内幸町 2-1-1 飯野ビル 2 F
KDDI 株式会社	運用本部運用管理部統括グループ	新宿区西新宿 2-3-2 KDDIビル
ソフトバンクテレコム株式会社	総務部	港区東新橋 1-9-1 東京汐留ビル
株式会社NTTドコモ	災害対策室	千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー 3 5 F
株式会社NTTドコモ九州	災害対策室	福岡市中央区舞鶴 2-3-1 ドコモ九州舞鶴ビル
ソフトバンクモバイル株式会社	コーポレートセキュリティ室	港区東新橋 1-9-1 東京汐留ビル

(3) 関係指定地方公共機関

名 称	担当部署	所在地
直方ガス株式会社	工務部	直方市新町 2-5-22
中間ガス株式会社	供給部	中間市池田 1-4-1
高松ガス株式会社	ガス課総務主任	遠賀郡水巻町頃末北 4-6-1
社団法人福岡県 LP ガス協会	事務局	福岡市博多区山王 1-10-15
西鉄バス宗像株式会社	赤間本社	宗像市陵巖寺 4-7-1
西鉄バス筑豊株式会社	運行部	飯塚市片島 2-19-1
西鉄高速バス株式会社	業務課	福岡市那の津 4-3-22
西鉄観光バス株式会社	総務部	福岡市中央区地行 2-3-10
西鉄北九州観光株式会社	総務部	北九州市小倉北区青葉 1-2-32
九州西武運輸株式会社	総務部	福岡市博多区東那珂 3-7-58
久留米運送株式会社	総務部	久留米市東櫛原町 353
株式会社博運社	総務部	糟屋郡志免町別府 621
株式会社ランテック	総務部	福岡市博多区古門戸町 4-26
社団法人福岡県トラック協会	業務課	福岡市博多区博多駅東 1-18-8
社団法人福岡県医師会	総務課	福岡市博多区博多駅南 2-9-30
社団法人福岡県歯科医師会	事務局	福岡市中央区大名 1-12-43
社団法人福岡県薬剤師会	事務局	福岡市博多区住吉 2-20-15
RKB毎日放送株式会社	報道部	福岡市早良区百道浜 2-3-8

九州朝日放送株式会社	総務局	福岡市中央区長浜 1-1-1
株式会社テレビ西日本	報道部	福岡市早良区百道浜 2-3-2
株式会社福岡放送	報道制作局報道部	福岡市中央区渡辺通 1-1-1
株式会社 TVQ 九州放送	報道スポーツ局	福岡市博多区住吉 2-3-1
株式会社 FM福岡	放送本部	福岡市中央区渡辺通 2-1-82 電気ビル別館 6F
株式会社 FM九州	編成事業部	北九州市小倉北区古船場町 9 番 11 号
株式会社九州国際 FM	総務部	福岡市中央区天神 2-5-35
福岡県道路公社	総務課総務係	福岡市博多区吉塚本町 13-50
福岡北九州高速道路公社	総務係	福岡市東区東浜 2-7-53

(4) 市町村(近隣)

市町村名	担当課名	防災電話	防災 FAX	NTT 電話	緊急 NTT 電話	NTTFAX
北九州市	総務市民局安全・安心課			093-582-2988	同左	093-582-3889
直方市	総務課市民協働推進係	78-204-70	1-78-204-75	0949-25-2222	0949-25-2000	0949-24-3812
宮若市	総務課防災安全係	78-403-70	1-78-403-75	0949-32-0511	0949-32-0510	0949-32-9430
中間市	総務課文書法制係	78-215-70	1-78-215-75	093-246-6232	093-246-4325	093-245-5598
飯塚市	総務課総務係	78-205-70	1-78-205-75	0948-22-5500		0948-21-2066
嘉麻市	総務課防災安全係	78-423-70	1-78-423-75	0948-62-5353		0948-62-5018
田川市	総務防災課	78-206-70	1-78-206-75	0947-44-2000		0947-46-0124
宗像市	総務課総務係	78-220-70	1-78-220-75	0940-36-5050	0940-36-1121	0940-37-1242
小竹町	総務課庶務係	78-401-70	1-78-401-75	09496-2-1212	09496-2-1211	09496-2-1140
遠賀町	総務課	78-384-70	1-78-384-75	093-293-1234	同左	093-293-0806
岡垣町	総務課庶務係	78-383-70	1-78-383-75	093-282-1211	同左	093-282-4000
水巻町	総務課庶務係	78-382-70	1-78-382-75	093-201-4321	同左	093-201-4423
芦屋町	総務課庶務係	78-381-70	1-78-381-75	093-223-0881	093-223-5292	093-223-3927
桂川町	総務課	78-421-70	1-78-421-75	0948-65-1100	0948-65-3241	0948-65-3424
添田町	総務課防災対策係	78-602-70	1-78-602-75	0947-82-1231	同左	0947-82-2869
福智町	総務課消防防災選挙係	78-603-70	1-78-603-75	0947-22-0555	同左	0947-22-0782
川崎町	総務課防災管財係	78-605-70	1-78-605-75	0947-72-3000	同左	0947-72-6453
糸田町	総務課消防係	78-604-70	1-78-604-75	0947-26-1231	同左	0947-26-1651
大任町	総務課消防係	78-608-70	1-78-608-75	0947-63-3000	同左	0947-63-3813
赤村	総務課総務係	78-609-70	1-78-609-75	0947-62-3000	同左	0947-62-3007

(5) 消防本部(局)

市町村名	担当部署名	所在地	NTT 電話	FAX 番号
北九州市消防局	防災課	北九州市小倉北区大手町 3-9	093-582-2110	093-582-2112
福岡市消防局	警備部警防課 広域対策係	福岡市中央区舞鶴 3-9-7	092-725-6952	092-725-6606

直方市消防本部	警防課	直方市新町 2-5-10	0949-25-2303	0949-25-2308
中間市消防本部	警防課	中間市中間 2-2-2	093-244-0901	093-246-0119
飯塚地区消防本部	警防課	飯塚市片島 3-16-8	0948-22-7600	0948-24-5670
田川地区消防本部	警防課 防災企画係	田川市川宮 1570	0947-44-0650	0947-46-1404
直方鞍手広域消防本部	警防課	宮若市宮田 16-1	0949-32-1132	0949-32-9425
宗像地区消防本部	警防課	宗像市田熊 5-1-3	0940-36-2425	0940-37-0011
遠賀郡消防本部	警防課	遠賀町広渡 1639	093-293-8124	093-291-4008

● 安否情報省令

「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」

(平成17年3月28日総務省令第44号)

最終改正:平成18年3月31日総務省令第50号

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「令」という。)第25条第2項(令第52条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第3条 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項(令第52条において準用する場合を含む。)に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の一部を次のように改正する。

別表電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）	第二十五条第二項
---	----------

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）	第二条及び第三条
--	----------

附 則 （平成18年3月31日総務省令第50号）

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の一部を次のように改正する。

別表武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）の項を次のように改める。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）	第三条、第四条及び第五条
---	--------------

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負 傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
鞍手町長		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 <small>(国籍を有しない者に限る。)</small>	日 本 その他 ()
	出生の年月日	
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要事項	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には、「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」欄に記入すること。

● 火災・災害等即報要領 (消防防災第267号 消防庁長官 昭和59年10月15日)

改正 平成16年9月 消防震第66号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第22条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第22条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付消防防災第100号)」、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」、「救急事故等報告要領(昭和57年12月28日付消防救第53号)」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災等又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。(1)及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第1報後の報告についても、引続き消防庁に対して行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第1報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当っては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により、被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内的の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(爆発を除く。)については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定に事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛生通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体(応援団体を含む。)は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプター電送システム、衛生車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接速報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握にあたって、当該都道府県の警察本部と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡が取れるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1) から (4) までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即法を報告すべき火災・際該当は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違対象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼のおそれがあるなど社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災

- 3) トンネル内車両事故
- 4) 列車火災
- エ) その他
 - 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの
 - (例示)
 - ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
 - (例示)
 - ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
 - 2) 危険物施設、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - 3) 特定事業所内の火災（ 1）以外のもの。）
- ウ 危険物等に係る事故
 - 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
 - 2) 負傷者が5名以上発生したもの
 - 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
 - 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
 - 5) 海上、河川への危険物等流出事故
 - 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
- エ 原子力災害等
 - 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
 - 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
 - 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- オ その他特定の事故
 - 可燃性ガス等の爆発、漏えい等に事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等(該当するおそれが厚場合を含む。)についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律(平成15年法律第79号)第25条第1項に規定する緊急処理事態、すなわち、武力攻撃の手段に順ずる手段と用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又はとうがい行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

3 武力攻撃災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せてきにゅうすること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

- イ 火災の状況
 - ア) 発見及び通報の状況
 - イ) 避難の状況
- 2) 建物火災で個別基準の 5) 又は 6) に該当する火災
 - ア) 発見及び通報の状況
 - イ) 延焼拡大の理由
 - ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他
 - ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
 - エ) 罹災者の避難保護の状況
 - オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)
- 3) 林野火災
 - ア) 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)
 - ※必要に応じて図面を添付する。
 - イ) 林野の植生
 - ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等)
- 4) 交通機関の火災
 - ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - イ) 焼損状況、焼損程度

2 第 2 号様式 (特定の事故)

- (1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称すべてを記入すること。
- (3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和 50 年法律第 84 号。以下この項で「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する特別区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第 2 条第 4 号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第 5 号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。
- (4) 覚知日時及び発見日時

「各地日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。
- (5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和 23 年法律第 186 号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。
- (6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの番号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者」には、急病人等を含む。

イ 「不明者」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入する。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び階サインの日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式(救急・救助事故等)

(1) 第4号様式-その1(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

- (ア) 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- (イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- (ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- (エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- (オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(2) 第4号様式—その2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村ごとに、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には、次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

報告日時	
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

※ 爆発を除く。

火災種類	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他	
出火場所							
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分				
火元の業態 ・用途	事業所名 (代表者氏名)						
出火箇所	出火原因						
死傷者	死者(性別・年齢)	人	死者の生じた理由				
	負傷者 重症	人					
	中等症	人					
軽症	人						
建物の概要	構造	建築面積					
	階層	延べ面積					
焼損程度	全焼棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積			m ²
	半焼棟			建物焼損表面積			m ²
	棟数 部分焼 ぼや棟			林野焼損面積			a
り災世帯数			気象状況				
消防活動状況	消防本部(署)	台	人				
	消防団	台	人				
	その他						
救急・救助 活動状況							
災害対策本部等 の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

報告日時	
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者（性別・年齢）	負傷者等	人（	人）
	計	人	重 症	人（
	不明	人	中等症	人（
			軽 症	人（
				人）
救助活動の要否				
要救護者数（見込）		救助人員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部等 の 設 置 状 況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

様式第4号（その1）

第 報

（災害概況即報）

報告日時	
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

災害の概況	発生場所		発生日時	月	日	時	分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

（確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

様式第4号 (その2)
(災害概況即報)

都道府県			区 分			被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		田	流失・埋没	ha		
	第 報			冠 水	ha		
報 告 者 名	(月 日 時現在)		畑	流失・埋没	ha		
				冠 水	ha		
文 教 施 設					箇 所		
病 院					箇 所		
道 路					箇 所		
橋 り ょ う					箇 所		
河 川					箇 所		
港 湾					箇 所		
砂 防					箇 所		
清 掃 施 設					箇 所		
崖 く ず れ					箇 所		
鉄 道 不 通					箇 所		
被 害 船 舶					隻		
水 道					戸		
電 話					回 線		
電 気					戸		
ガ ス					戸		
ブ ロ ッ ク 塀 等					箇 所		
り 災 世 帯 数					世 帯		
り 災 者 数					人		
火 災 発 生			建 物		件		
火 災 発 生			危 険 物		件		
火 災 発 生			そ の 他		件		
住 家 被 害	全 壊		棟				
	半 壊		棟				
一 部 破 壊		世 帯					
		人					
床 上 浸 水		棟					
		世 帯					
床 下 浸 水		棟					
		世 帯					
非 住 家		棟					
		棟					

区 分		被 害	災害対策本部等の設置状況	都道府県				
公立文教施設	千円							
農林水産業施設	千円							
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町村数	団体							
そ の 他	農業被害	千円	災害救助法適用市町村名	市				
	林業被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	そ の 他	千円						
被 害 総 額	千円		消防職員出動延人数	人				
			消防団員出動延人数	人				
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 							

※ 被害額は省略できるものとする。